

認知機能検査（講習予備検査）の概要

認知機能検査は、受検者の認知機能の状況を確認する簡易な手法の一つであり、受検者の認知症の診断を行うものではありません。認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものです。

認知機能検査の第一の目的は、高齢運転者に対して自己の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援することにあります。

ただし、一部の高齢運転者については、検査の結果が一定の基準に該当し、かつ、一定の期間内（免許証の更新期間満了日の1年前の日から更新申請の前日までの間又は更新申請の日以後）に一定の違反行為（政令で定められているもの）があった場合には、臨時適性検査を受けなければならない、診断の結果によっては、運転免許の取消し等の処分を受けることがあります。

1 認知機能検査の実施要領

認知機能検査は、検査時間約30分（手数料650円）で、

- ・ 現在の年月日、曜日、時間を記載する「時間の見当識」
- ・ 記憶させたイラストについて思い出す「手がかり再生」
- ・ 指定した時刻を時計に描く「時計描画」

等の検査を行うものです。

これにより

- ・ 「記憶力・判断力が低くなっている者」（第1分類）
- ・ 「記憶力・判断力が少し低くなっている者」（第2分類）
- ・ 「記憶力・判断力に心配のない者」（第3分類）

に区分されます。

この結果は、検査終了後速やかに書面により受検者に通知されます。

検査結果に納得できない人は、再受検をすることもできます。

2 検査結果に基づく高齢者講習の受講

高齢者講習を、認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習（70歳以上75歳未満の者）と認知機能検査の結果に基づいて行う講習（75歳以上の者）に区分して実施します。

認知機能検査の結果に基づいて行う講習は、平成21年6月1日から施行され、

- ・ 認知機能検査の結果の区分に応じたきめ細かい指導を行う講習になります。
- ・ 講習時間は2時間30分（現行は3時間）です。小型特殊免許のみを受けている者に対する講習時間は1時間30分（現行は2時間）です。
- ・ 講習手数料は、5,350円（現行は6,150円）です。小型特殊免許のみの場合は、2,350円（現行は3,000円）です。

3 認知機能検査と講習予備検査

認知機能検査と講習予備検査は、同じ検査のことを言います。

道路交通法では、「認知機能検査」と規定されていますが、

- 認知機能検査が、高齢者講習の受講前に受検すること及び医学的検査ではなく予備的に行う検査であることから、「講習予備検査」

- 認知機能のことを、わかりやすく「判断力・記憶力」

と呼んで説明することになっています。